平成２７年（フ）第１０４号
札幌市厚別区厚別中央２条３丁目３番24―504号
債務者　伊藤　一子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２５号
札幌市北区麻生町４丁目８番９号　グランステージ麻生Ⅰ―202号
債務者　福田　英恵
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８号
福島県喜多方市塩川町小府根字五百刈1878番地５　野口長平方、前住所東京都多摩市諏訪３丁目２番地　１―801
債務者　野口　和徳
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
埼玉県比企郡小川町大字靱負653番地11　ジロプロワン205
債務者　千村　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４号
相模原市中央区並木３丁目14番10号
債務者　加曽利康英
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２２号
相模原市緑区下九沢2491番地１　松ビル内
債務者　伏見　武一
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３号
神奈川県座間市入谷４丁目3011番地の６　東建座間ハイツ２―1412
債務者　松本　紀子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４号
相模原市南区新磯野１丁目26番２号　プレジオⅡ101
債務者　綿谷　朝子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９号
相模原市南区東林間４丁目16番１号　ノア東林間304
債務者　佐藤　英嘉
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３号
静岡県富士宮市青木1434番地の１
債務者　村松　康子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１５号
堺市南区新檜尾台４丁16―29―209、申立時の住所堺市南区城山台３―１―22―210、住民票上の住所堺市中区小阪92番地20
債務者　荒谷さつき（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
堺市美原区阿弥46番地８
債務者　鈴木　哲司
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
堺市北区新金岡町４丁３番４―204号
債務者　杉森佳代子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
大阪府羽曳野市島泉１丁目10番11号
債務者　北本　真史
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
大阪府河内長野市昭栄町11番１―401号
債務者　古藤　末廣（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
堺市美原区南余部西３丁目１番５―1106号
債務者　木村　美佳
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
大分県日田市中本町２番６号
債務者　後藤キヨ子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大分地方裁判所日田支部